



安全データシート (SDS)

1. 製品及び会社情報

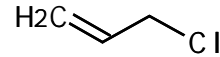
昭和化学株式会社
東京都中央区日本橋本町4-3-8
担当
TEL(03)3270-2701
FAX(03)3270-2720
緊急連絡 同上
改訂日 2019/07/16
SDS整理番号 01605152

製品等のコード : 0160-5152
製品等の名称 : 塩化アリル
推奨用途 : 試薬

参考: その他の用途(当該製品規格に限定されない一般的な用途。規格により用途は相違。)
エピクロルヒドリン、グリセリン、アリルグリシジルエーテル、土壌改質剤、
ジアリルエーテルなどの原料、除草剤・殺虫剤など農薬の原料、香料原料など



2. 危険有害性の要約



GHS分類

物理化学的危険性
引火性液体 : 区分2
自然発火性液体 : 区分外

健康に対する有害性
急性毒性(経口) : 区分4
急性毒性(経皮) : 区分5 【国連GHS分類】
急性毒性(吸入:蒸気) : 区分3
皮膚腐食性・刺激性 : 区分2
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 : 区分1
発がん性 : 区分2
生殖毒性 : 区分2
特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露) : 区分1(呼吸器、神経系、腎臓、肝臓、心臓)
区分3(麻酔作用)
特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露) : 区分1(神経系、腎臓、心臓、肝臓)

環境に対する有害性
水生環境急性有害性 : 区分3

注意喚起語: 危険

危険有害性情報

引火性の高い液体及び蒸気
飲み込むと有害(経口)
皮膚に接触すると有害のおそれ(経皮)
吸入すると有毒(蒸気)
皮膚刺激
重篤な眼の損傷
発がんのおそれの疑い
生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
呼吸器、神経系、腎臓、肝臓、心臓の障害
眠気及びめまいのおそれ
長期又は反復ばく露による神経系、腎臓、心臓、肝臓の障害
水生生物に有害

注意書き

【安全対策】

熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
 容器を密閉しておくこと。
 容器を接地すること、アースをとること。
 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器などを使用すること。
 火花を発生させない工具を使用すること。
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
 ミスト、蒸気などを吸入しないこと。
 取扱い後は、よく手を洗うこと。
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
 環境への放出を避けること。

【応急措置】

飲み込んだ場合：口をすすぐこと。気分が悪い時は医師に連絡すること。
 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。医師に連絡すること。
 皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。
 皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。
 眼に入った場合：水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。
 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
 気分が悪い時は医師に連絡すること。
 皮膚刺激が生じた場合：医師の診察、手当を受けること。
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

【保管】

日光を避け、容器を密閉し換気の良い冷暗所に施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「分類対象外」、「分類できない」又は「区分外」である。

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区分	:	単一製品
化学名	:	塩化アリル (別名) 2-プロペニルクロリド、アリルクロリド、 1-クロロ-2-プロペン、3-クロロ-1-プロペン、 3-クロロプロペン、3-クロロプロピレン、 アルファクロロプロピレン、-クロロプロピレン、 3-クロロプロパ-1-エン (英名) Allyl chloride、2-Propenyl chloride、 Allyl chloride、1-Chloro-2-propene、 3-Chloro-1-propene、3-Chloropropene、 3-Chloropropylene (EC名称)、-Cloropropylene、 1-Propene、3-chloro- (TSCA名称)
成分及び含有量	:	塩化アリル、 98.0%以上
化学式および構造式	:	CH ₂ :CHCH ₂ Cl、 C ₃ H ₅ Cl、 構造式は上図参照(1ページ目)。
分子量	:	76.53
官報公示整理番号(化審法)	:	(2)-123
	:	(安衛法) 公表化学物質(化審法番号を準用)
CAS No.	:	107-05-1
EC No.	:	203-457-6
韓国:有害化学物質管理法	:	事故警戒物質(KE-05882) 「3-Chloro-1-propene; Allyl chloride, Chlorallylene」
危険有害成分	:	塩化アリル ・労働安全衛生法 通知対象物 政令番号 95 表示対象物 政令番号 95 危険物・引火性の物 変異原性が認められた既存化学物質 ・化学物質排出把握管理促進法(PRTR法) 1-123 (98%) ・消防法 危険物第4類引火性液体 第一石油類 非水溶性

4. 応急措置

吸入した場合 : 直ちに医師に連絡する。
 直ちに、被災者を新鮮な空気のある場所に移す。
 被災者を毛布等でおおって体を保温し、呼吸しやすい姿勢で安静にする。
 呼吸して吐き気がある時は、頭を横向きにする。
 呼吸が止まっている場合、または呼吸が弱い場合には衣服を緩め、呼吸

- 気道を確保した上で人工呼吸（または酸素吸入）を行なう。
 気分が悪い時は、医師の手当を受ける。
- 皮膚に付着した場合 : 直ちに、汚染された衣類、靴などを脱ぐ。
 皮膚を速やかに多量の水と石鹸で洗う。
 皮膚刺激などが生じた時は医師の手当を受ける。
 汚染された作業衣は作業場から出さない。
 汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。
- 目に入った場合 : 直ちに医師に連絡する。
 直ちに、水で15分以上注意深く洗う。その際、顔を横に向けてからゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。勢いの強い水で洗浄すると、かえって目に障害を起こすことがあるので注意する。
 まぶたを親指と人さし指で広げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。
 次に、コンタクトレンズを着用して固着していなければ除去し、洗浄を続ける。
 眼の洗浄が遅れたり、不十分の場合は、眼の障害のおそれがある。
 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、治療を受ける。
 眼刺激が消失しても、遅れて障害が現れることがあるので、必ず医師の診察を受ける。
- 飲み込んだ場合 : 直ちに口をすすぎ、うがいをする。
 大量の水を飲ませ、指を喉に差し込んで吐かせる。
 又は水に活性炭を懸濁した液を飲ませ、指を喉に差し込んで吐かせる。
 意識がない時は、何も与えない。
 気分が悪い時は、医師の診断、治療を受ける。
- 予想される急性症状及び遅発性症状 :
 蒸気又はエアロゾルを吸入すると肺水腫を起こすことがある。
 肺水腫の症状は 2～3 時間経過するまで現れない場合が多く、安静を保たないと悪化する。したがって、安静と経過観察が不可欠である。
- 吸入した場合 : 咳、咽頭痛、頭痛、めまい、脱力感、息苦しさ、嘔吐、意識喪失
- 皮膚に付着した場合 : 発赤、灼熱感、痛み
- 目に入った場合 : 発赤、痛み、かすみ眼
- 飲み込んだ場合 : 腹痛、灼熱感、嘔吐
- 応急措置をする者の保護 : 火気に注意する。
 有機溶剤用の保護マスク、防護手袋、保護メガネがあればそれを着用する。

5. 火災時の措置

- 消火剤 : 本製品は非常に引火しやすい可燃性液体である。
 粉末消火薬剤、AFFF(水性膜泡消火薬剤)、泡消火薬剤、二酸化炭素
 大火災の場合、空気を遮断できる泡消火剤が有効である。
- 使ってはならない消火剤 : 棒状放水（本品があふれ出し、火災を拡大するおそれがある）
- 特有の危険有害性 : 極めて燃え易い、熱、火花、火災で容易に発火する。
 加熱により容器が爆発するおそれがある。
 火災によって刺激性、腐食性又は毒性のガスを発生するおそれがある。
 本製品の蒸気は空気より重く、地面あるいは床に沿って移動することがある。遠距離引火の可能性もある。
 屋内、屋外又は下水溝で蒸気爆発の危険がある。
 極めて引火性の高い液体及び蒸気
- 特有の消火方法 : 引火点が低い（-32）：散水以外の消火剤で消火の効果がない
 大きな火災の場合には散水する。
 危険でなければ火災区域から容器を移動する。
 消火活動は、有効に行える最も遠い距離から、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。
 大火災の場合、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。これが不可能な場合には、その場所から避難し、燃焼させておく。
 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
- 消火を行う者の保護 : 消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。
 漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。
 風上から作業し、ミスト、蒸気、ガスなどを吸入しない。
 蒸気が多量に発生する場合は、水噴霧し蒸気発生を抑える。

- 環境に対する注意事項 : 密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。
 河川、下水道、土壌に排出されないように注意する。
 油又は有害液体物質による海洋の汚染の防止のため、海上で薬剤を使用する場合は、国土交通省令・環境省令の規定に適合すること。
 環境への排出を避けること。
- 回収、中和 : 火気厳禁。
 乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。
 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、液面を泡で覆い密閉できる容器などに回収する。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材 : 危険でなければ漏れを止める。
 漏洩エリア内で稼働させる設備・機器類は接地する。
- 二次災害の防止策 : 事故の拡大防止を図るため、必要に応じて関係機関に通報する。
 周辺の発火源を速やかに取除く。
 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱いおよび保管上の注意

- 取扱い
 技術的対策 : 裸火禁止、火花禁止、禁煙。
 強力な酸化剤との接触禁止。
 引火点の - 32 以上では、密閉系、換気、および防爆型電気設備が必要。
 ミスト、蒸気、ガスの発生を防止する。
 身体とのあらゆる接触を避ける。
 指定数量以上の量を取扱う場合、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行なう。
 指定数量以上の危険物を貯蔵し、取り扱う場合は消防法に基づく許可が必要で、危険物貯蔵所に保管する。
 指定数量の1/5以上、1未満（少量危険物）の場合も、少量危険物貯蔵所に保管し、法の規制を受け、最寄の消防署に届出を行う必要がある。
 指定数量の1/5未満の危険物の貯蔵・取り扱いについては届出の必要はない。
- 局所排気・全体換気
 安全取扱い注意事項 : 炎、火花または高温体との接触を避ける。
 本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。
 防爆型の換気装置を設置し、局所排気又は全体換気を行なう。
 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用する。
 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
 容器および受器を接地する。
 静電気放電に対する予防措置を講ずる。
 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざける。禁煙。
 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。
 取扱い後はよく手を洗う。
- 接触回避
 保管 : 炎、火花または高温体との接触を避ける。
- 技術的対策 : 保管場所は壁、柱、床等を耐火構造とする。
 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けない。
 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設ける。
 保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。
- 保管条件 : 光のばく露や高温多湿を避けて保管する。
 容器を密閉して換気の良い冷暗所に保管する。
 施錠して保管する。
 貯蔵する所には、「火気厳禁」の表示を行う。
- 混触危険物質 : 混触危険物質、食料、飼料から離して保管する。
 強酸化剤（硝酸塩、塩素酸塩、過酸化物、過塩素酸塩など）、酸、金属粉末（アルミニウム、マグネシウム、亜鉛など）、金属塩化物
- 容器包装材料 : ガラスなど

8. ばく露防止及び保護措置

- 管理濃度 : 設定されていない。
 許容濃度（ばく露限界値、生物学的ばく露指標）:
 日本産衛学会（2018年版） 設定されていない。
 ACGIH（2018年版） TLV-TWA 1ppm, 3mg/m3
 TLV-STEL 2ppm, 6mg/m3

- 設備対策 : この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。
防ばくの電気、換気、照明機器を使用し、静電気放電に対する予防措置を講ずる(アース等の使用)。
作業場には防ばく型の換気装置を設置し局所排気又は全体換気を行なう。
- 保護具
呼吸器の保護具 : 呼吸器保護具(有機ガス用防毒マスク)を着用する。
手の保護具 : 保護手袋(ネオプレン製など)を着用する。
眼の保護具 : 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)を着用する。
皮膚及び身体の保護具 : 長袖作業衣を着用する。
必要に応じて保護面、保護長靴を着用する。
- 衛生対策 : この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。
取扱い後はよく手を洗う。
保護具は保護具点検表により定期的に点検する。

9. 物理的及び化学的性質

- 物理的状態、形状、色など : 無色澄明な液体
臭い : 刺激臭(ニンニク様刺激臭)
pH : データなし
融点 : -135
沸点 : 45
引火点 : -32 (密閉式)
爆発範囲 : 下限 2.9 vol% 上限 11.2 vol%
蒸気圧 : 39.3 kPa (20)
蒸気密度(空気 = 1) : 3.6
20 での蒸気/空気混合気体の相対密度(空気 = 1) : 1.6
比重 : 0.935 ~ 0.937 (20/4)
溶解性 : 水に溶けにくい(混和しにくい)(0.36%、20)。
エタノール及びジエチルエーテル、多くの有機溶剤に溶けやすい。
- オクタノール/水分分配係数 : log Pow = 2.1
自然発火温度 : 390 、 392 、 485
分解温度 : データなし
粘度 : データなし

GHS分類

- 引火性液体 : ICSC(2004)による引火点は-32 (密閉式)、かつ沸点は45 であることから、区分2とした。
引火性の高い液体及び蒸気(区分2)
自然発火性液体 : 発火点が390 、 392 、 485 (ICSC(2004), HSDB(2006), NFPA(13th, 2006))であり、常温の空气中で自然発火しないと考えられるので、区分外とした。

10. 安定性及び反応性

- 安定性 : 通常の実験条件において安定である。
熱または光により、徐々に変質する。
- 危険有害反応可能性 : 加熱、各種金属類、金属塩化物、硫酸の影響で重合することがあり、火災や爆発の危険を伴う。
強酸化剤または金属粉と混触すると激しく反応し、火災や爆発を生じることがある。
水と混触すると、塩酸を生成する。
プラスチック(塩化ビニル樹脂、ポリスチレン、アクリル樹脂等)、ゴム、被膜剤を侵す。
燃焼すると、有毒で腐食性の塩化水素のフュームを生成する。
- 避けるべき条件 : 熱、日光、裸火、静電気、スパーク
混触危険物質 : 強酸化剤(硝酸塩、塩素酸塩、過氧化物、過塩素酸塩など)、酸(硫酸など)、金属粉末(アルミニウム、マグネシウム、亜鉛など)、金属塩化物
- 危険有害な分解生成物 : 塩化水素、一酸化炭素、二酸化炭素

11. 有害性情報

- 急性毒性 : 経口 ラット LD50=450mg/kg、460mg/kg、700mg/kg (SIDS (2003)) から、区分4とした。
飲み込むと有害(経口)(区分4)
経皮 ラット LD50 = 2200mg/kg(NITE初期リスク評価書(2008))
ウサギ LD50 = 2026mg/kg(SIDS (2003)) から、区分5とした(国連GHS分類)。

- ただし、分類JISでは区分外である。
 皮膚に接触すると有害のおそれ(経皮)(区分5)
 吸入(蒸気)ラット LC50(4h) = 2100ppm (SIDS(2003))
 2000ppm (SIDS(2003))
 = 1138ppm、2620ppm(DFG0Tvol.18
 (2002))
- であり、最も多くのLC50値がガイダンス値区分3に該当するため、区分3とした。
 なお、25の飽和蒸気圧濃度は484211ppmVであり、いずれのLC50値も飽和蒸気圧濃度の90%より低いので、気体の基準値で分類した。
 吸入すると有毒(蒸気)(区分3)
 吸入(ミスト)データがないため分類できない。
- 皮膚腐食性・刺激性 : SIDS(2003)、NITE初期リスク評価書(2008)のウサギ、マウスを用いた皮膚刺激性試験結果の記述「軽度の刺激性を有する」「限局性の皮膚の損傷(発赤、腫脹、一部の例に皮膚の壊死)がみられた。」及び、ヒトの皮膚への接触で「皮膚に発赤がみられ、灼熱感、痛みを生じ、接触数時間後に強い骨痛を惹き起こす。」(NITE初期リスク評価書(2008))との記載から、刺激の強度は不明だが刺激性がみられるため、区分2とした。
 皮膚刺激(区分2)
- 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 : 動物を用いた眼刺激性試験結果、軽度の刺激性(SIDS(2003)、CERIハザードデータ集(1999))及びヒトへの影響では、痛みと角膜の損傷を伴う重度の刺激性を示し、失明の可能性もある(ACGIH(7th, 2001))から、本物質が眼に対して不可逆性の刺激を与える可能性もあると考え、区分1とした。
 重篤な眼の損傷(区分1)
- 呼吸器感作性 : データがないため分類できない。
 皮膚感作性 : データがないため分類できない。
 生殖細胞変異原性 : データ不足のため分類できない。
 invivoではラットを用いた2つの変異原性試験(優性致死試験、骨髄を用いた染色体異常試験)で陰性(SIDS(2003))であることから区分外とした。invitroでは、エームス試験(SIDS(2003))、CHL細胞を用いた染色体異常試験(IARCvol.71(1999))において複数の陽性結果がある。
- 発がん性 : 1996年にACGIHでA3(ACGIH-TLV(2009))、EUリスク警句でカテゴリ3(EU-CLP, Annex1(accesson5.2009))に分類されている。IARCではグループ3である(IARCvol.71(1999))。ラット、マウスを用いた104週間吸入暴露試験では、F344/DuCrj(Fischer)ラットでは、雄の膀胱に移行上皮がんの発生増加が認められ、がん原性を示す明らかな証拠であると考えられた。また、甲状腺の濾胞状腺腫の発生増加も認められた。雌には、腫瘍の発生増加は認められなかった。Crj:BDF1マウスでは、雌雄ともハーダー腺の腺腫の発生増加が認められ、がん原性を示唆する証拠であると考えられた(厚生労働省がん原性試験(2003))。この結果を受け厚生労働省より「国が実施したがん原性試験の結果がん原性を示す証拠が認められた化学物質による労働者の健康障害防止対策の徹底について」(2009)との通達がされていることより、区分2とした。
 発がんのおそれの疑い(区分2)
- 生殖毒性 : ラットを用いた吸入暴露による発生毒性試験において、母動物に一般毒性のみられる用量で、胚吸収と着床前および着床後胚損失の有意な増加(SIDS(2003))がみられることより、区分2とした。
 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い(区分2)
- 特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露) : ヒトについては「気道刺激性」「意識喪失」(いずれもNITE初期リスク評価書(2008))の記述、実験動物については、ラットの経口投与試験において、用量100mg/kgで腎臓(尿管の混濁腫脹、変性、糸球体上皮細胞の限局性壊死)、肝臓(類洞の拡張、肝細胞の混濁腫脹)の組織変化と心筋細胞の変性、活動性の低下、嗜眠、後肢麻痺、振せん、痙れん等の神経系への症状がみられる(NITE初期リスク評価書(2008))。ラット・マウスの吸入暴露試験においては、用量3.506mg/L、8.2mg/L(いずれもラット)、3.13mg/L(マウス)で肺水腫、腎臓と肝臓のうっ血がみられ(DFG0Tvol.18(2002))、ラット・モルモットを用いた吸入暴露試験でも肺と腎臓に重度の損傷がみられる(PATY(5th, 2001))。以上より、呼吸器、神経系、腎臓、肝臓を標的臓器とし、麻酔作用をもつと考えられた。なお、実験動物に対する

- 影響は、区分1の範囲でみられた。
従って、分類は区分1（呼吸器、神経系、腎臓、肝臓、心臓）、
区分3（麻酔作用）とした。
呼吸器、神経系、腎臓、肝臓、心臓の障害（区分1）
眠気及びめまいのおそれ（区分3）
- 特定標的臓器・全身毒性
（反復ばく露） : ヒトについては、衰弱、感覚異常、末端の麻痺（環境省リスク評価
第2巻（2003））、慢性的なばく露により腎臓毒性（糸球体の膜透過
性の変化、尿細管の変性、乏尿、排尿時の痛み、夜間頻尿）、
神経障害（手、脛のふるえ、腱や骨膜反射の増加、多汗、低体温、
チアノーゼ、睡眠障害、四肢の感覚異常）、心血管系への影響
（心筋の収縮の減少と心音の低下及び心雑音、痛み）、肝機能の
変化（CER1ハザードデータ集（1999））等の記述、実験動物につい
ては、肝臓の類洞拡張、肝細胞の腫大、巣状壊死、腎臓の糸球体
の変化、尿細管上皮の壊死、間質の増生、末梢神経線維の変性
（CER1ハザードデータ集（1999））等の記述があることから、
神経系、腎臓、心臓、肝臓が標的臓器と考えられた。なお、実験
動物に対する影響は、区分1に相当するガイダンス値の範囲で
みられた。以上より、分類は、区分1（神経系、腎臓、心臓、
肝臓）とした。
長期又は反復ばく露による神経系、腎臓、心臓、肝臓の障害
（区分1）
- 吸引性呼吸器有害性 : データがないため分類できない。

12. 環境影響情報

- 水生環境急性有害性 : 魚類（ファットヘッドミノー）の96時間TLm = 19780 µg/L（環境
省リスク評価 第3巻（2004））から、区分3とした。
水生生物に有害（区分3）
- 水生環境慢性有害性 : 急速分解性があり（BODによる分解度：62%（日本化学物質安全・
情報センター「化審法既存化学物質安全性点検データ集」）かつ
生物蓄積性が低い（BCF = 5.6）（日本化学物質安全・情報
センター「化審法既存化学物質安全性点検データ集」）こと
から、区分外とした。
- オゾン層への有害性 : 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされて
いないため、分類できないとした。

13. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物 : 関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。
都道府県知事などの許可（収集運搬業許可、処分業許可）を受けた
産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付
して廃棄物処理を委託する。
廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知
の上処理を委託する。
本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、
そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。
（参考）(1) 燃焼法
可燃性溶剤と共に噴霧するか、又はケイソウ土、木粉（おが屑）等に
吸収させて、アフターバーナー及びスクラパーを具備した焼却炉の
火室で、できるだけ高温（ダイオキシン発生抑制のため850 以上）
で焼却する。
(2) 活性汚泥法
- 汚染容器及び包装 : 生分解性があるので、低濃度の廃水は活性汚泥処理が可能である。
内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って
適切に処分する。
空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者
に処理を委託する。

14. 輸送上の注意

緊急時応急処置指針番号 : 131

国際規制

海上規制情報（IMDGコード/IMOの規定に従う）

UN No. : 1100
Proper Shipping Name : ALLYL CHLORIDE
Class : 3（引火性液体）
Sub risk : 6.1（毒物）

Packing Group : I
 Marine Pollutant : No (非該当)
 Limited Quantity : -
 航空規制情報 (ICAO-TI/IATA-DGRの規定に従う)
 UN No. : 1100
 Proper Shipping Name : Allyl chloride
 Class : 3
 Sub risk : 6.1
 Packing Group : I
 国内規制
 陸上規制情報 (消防法、道路法の規定に従う)
 海上規制情報 (船舶安全法/危険物船舶輸送及び貯蔵規則/船舶による危険物の運送基準等を定める告示に従う)
 国連番号 : 1100
 品名 : 塩化アリル [アルファクロロプロピレン] [3-クロロプロペン]
 クラス : 3
 副次危険 : 6.1
 容器等級 : I
 海洋汚染物質 : 非該当
 少量危険物許容量 : -
 航空規制情報 (航空法/航空法施行規則/航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示に従う)
 国連番号 : 1100
 品名 : 塩化アリル
 クラス : 3
 副次危険 : 6.1
 等級 : I
 少量輸送許容物件 : -
 許容量 : -
 旅客機 : 積載禁止
 旅客機以外の航空機の許容量 : 30L
 特別の安全対策 : 危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒しもしくは破損しないように積載する。
 危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬する。
 危険物の運搬中危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報する。
 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。
 重量物を上積みしない。
 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。
 移送時にイエローカードを運搬人に保持させる。

15. 適用法令

労働安全衛生法 : 名称等を表示すべき危険物及び有害物
 (政令番号 第95号「塩化アリル」、対象重量%は 1)
 名称等を通知すべき危険物及び有害物
 (政令番号 第95号「塩化アリル」、対象重量%は 0.1)
 (別表第9)
 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)
 変異原性が認められた既存化学物質
 (法第57条の5、平成5年5月17日 基発第312号の3)
 健康障害防止指針公表物質(法28条第3項、がん原性物質)
 化審法 : 優先評価化学物質
 No.149「3-クロロプロペン(別名塩化アリル)」
 (官報公示日:2013/12/20)
 優先評価化学物質の評価対象;人健康影響
 旧第二種監視化学物質 No.1014(官報公示日:2010/04/01)
 「3-クロロプロペン(別名塩化アリル)」
 毒物及び劇物取締法 : 非該当
 消防法 : 危険物 第4類 第一石油類 非水溶性、指定数量200L、
 危険等級
 化学物質管理促進法(PRTR法) : ・種 別 「第1種指定化学物質」
 ・政令番号 「1-123」
 ・政令名称 「3-クロロプロペン(別名:塩化アリル)」
 船舶安全法 : 引火性液体類 (危規則第2,3条危険物告示別表第1)

航空法	: 引火性液体 (施行規則第194条危険物告示別表第1)
海洋汚染防止法	: 有害液体物質 Y類物質 (施行令別表第1)
水質汚濁防止法	: 生活環境項目 (施行令第三条第一項) 「生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量」 〔排水基準〕160mg/L 以下 (日間平均 120mg/L 以下) (注) 排水基準に別途、条例等による上乘せ基準がある場合はそれに従うこと。
大気汚染防止法	: 有害大気汚染物質 (中環審第9次答申の34) 「塩化アリル (別名: 3-クロロプロペン)」
輸出貿易管理令	: 別表第1の16項 (キャッチオール規制) 第29類 有機化学品 HSコード (輸出統計品目番号、2019年4月1日版): 2903.29-000 「非環式炭化水素の塩素化誘導体 (不飽和のものに限る) - その他のもの」

16. その他の情報

(注) 本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

参考文献	:
化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ	化学工業日報社
労働安全衛生法MSDS対象物質全データ	化学工業日報社(2007)
化学物質の危険・有害便覧	中央労働災害防止協会編
化学大辞典	共同出版
安衛法化学物質	化学工業日報社
産業中毒便覧(増補版)	医歯薬出版
化学物質安全性データブック	オーム社
公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編)	三共出版
化学物質の危険・有害性便覧	労働省安全衛生部監修
Registry of Toxic Effects of Chemical Substances	NIOSH CD-ROM
GHS分類結果データベース	nite (独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP
GHSモデルMSDS情報	中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター HP

このデータは作成の時点における知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2019に準じ作成しています。